

障 福 第 1 9 8 号
令和7年4月28日

障害者就労施設事業所運営法人代表者 様
(A型・B型・生活介護事業所、共同受注窓口)
(金沢市以外に所在する事業所に限る)

石川県健康福祉部障害保健福祉課長

「障害者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入支援事業」の
国庫補助協議について (照会)

日頃より本県の障害保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記について、厚生労働省より、当該事業に係る国庫補助協議を実施する旨の連絡
がありました。

つきましては、協議を希望する法人は、別添の内容にご留意のうえ、下記によりご提出く
ださいますようお願いいたします。

なお、要望があった場合でも採択されるとは限らないことを申し添えます。

記

- 1 提出期限：令和7年5月21日(水)厳守
- 2 「障害者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入支援事業」の
概要
 - (1) 対 象 者：就労継続支援A型事業所
就労継続支援B型事業所
生活介護事業所
共同受注窓口
※金沢市以外に所在する事業所に限る
※賃金向上計画若しくは経営改善計画を提出している事業所、
工賃向上計画を作成している事業所に限る
 - (2) 補 助 上 限 額：1施設又は事業所あたり2,000千円
 - (3) 補 助 割 合：国1/2、県1/4、事業者1/4
 - (4) 補 助 対 象：以下のいずれかに該当する ICT 機器等
 - ①導入することで、障害者の従事可能な担当業務の拡充が図られる
もの
 - ②生産活動を行うために障害者自身が利用することで、作業の効率
化が図られるもの
 - ③導入することで、障害者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの
※単なるPCやタブレットは補助対象外

④障害特性に応じた適切な就労支援に資するもの

- (5) 補助対象経費：障害者の障害特性に配慮した ICT 機器等の導入支援に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

3 提出書類：

- ・別添様式：事業計画書（別紙3）、積算内訳書（別紙4）
- ・参考書類（パンフレット及び見積書（2者以上））

4 提出方法：電子メールにより、下記まで送付してください。

メールアドレス：imada-k@pref.ishikawa.lg.jp

※受付漏れ防止のため、送付後は担当者に連絡願います。

5 その他：

- (1) 協議対象は原則、令和8年2月28日までに納品等ができるものに限る。
- (2) 要望しない法人におかれましては、回答及び書類の提出は不要です。
- (3) 本事業は「就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業」の補助金と補助対象が重複することから、併給できないこととする。

(担 当)

石川県障害保健福祉課
地域生活支援グループ 今田

TEL：076-225-1459

FAX：076-225-1429